

建設産業女性定着支援ネットワーク シンボルマーク利用規程

(制定) 令和6年7月25日

(目的)

第1条 本規程は建設産業女性定着支援ネットワーク（(一財)建設業振興基金が事務局を担う建設産業女性定着支援ネットワークをいう。以下、同じ）のシンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程においてシンボルマークとは、別紙1のデザインとする。

(シンボルマークの利用に関する権利)

第3条 シンボルマークに関する一切の権利（著作権、商標権を含む。）は国土交通省に帰属する。

2 シンボルマークの利用について、利用期限は設けない。

(利用目的)

第4条 シンボルマークは、建設産業女性定着支援ネットワークの普及を目的として利用するものとする。

(利用の範囲)

第5条 シンボルマークは、原則として次の場合に利用できるものとする。

- 一 建設産業女性定着支援ネットワーク又は同ネットワークの構成団体等が同ネットワークの活動において利用する場合
- 二 建設産業女性定着支援ネットワーク又は同ネットワークの構成団体等が同ネットワークの活動の広報・周知を目的として利用する場合
- 三 報道機関が建設産業女性定着支援ネットワークに関する報道を目的として利用する場合
- 四 国の行政機関及び地方公共団体が利用する場合

2 シンボルマークの利用目的又は利用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマークを利用することができない。

- 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 二 国土交通省の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
- 三 第三者の利益を害すると認められる場合
- 四 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
- 五 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- 六 シンボルマークを利用する商品及び技術等の品質を、国土交通省が保証しているかのような誤解を招きやすい方法で利用する場合
- 七 使用物にあっては、その品質・規格・性能等が法令等に定める基準を満たしていない場合

またはその恐れのある場合

八 前条の利用目的に鑑みて不相当であると認められる場合

九 その他国土交通省が不相当であると認める場合

(利用基準)

第6条 前条の利用の範囲を満たす場合は、別紙2のレギュレーションシートに基づき、広くシンボルマークを利用することができる。

(利用料)

第7条 シンボルマークの利用料は、無料とする。

(シンボルマークの利用中止)

第8条 建設産業女性定着支援ネットワークから脱退した構成団体等は、脱退した日からシンボルマークを利用することはできない。

2 国土交通省は、前項の規定により利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(シンボルマーク利用の差止め等)

第9条 国土交通省又は(一財)建設業振興基金は、本規程の内容に反してシンボルマークが利用された場合、直ちにその利用の停止および利用物の回収等を請求する。

(非保証・免責事項)

第10条 国土交通省は、本規程によりシンボルマークを利用した利用対象物等について、その品質等の保証責任を負わない。

2 国土交通省は本規程による利用者のシンボルマーク利用内容についての正確性、適法性は保証しない。また利用者によるシンボルマークの利用が第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについても何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第11条 シンボルマークの著作権等に関する争議が生じた場合、国土交通省は一切責任を負わない。

2 国土交通省はシンボルマークの利用に伴って利用者が生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

3 利用者は、シンボルマークの利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任をもって処理するものとし、国土交通省は、それに関する一切の責務を負わない。

4 利用者は、シンボルマークの利用において故意又は過失により国土交通省に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を国土交通省に賠償しなければならない。

5 国土交通省は前二項の規定に違反する利用者又はシンボルマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(所管)

第 12 条 シンボルマークの取扱いに係る事務は、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課が所管する。

(規程の改定)

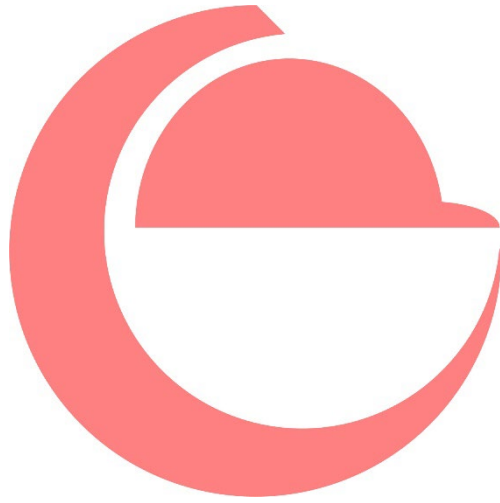
第 13 条 本規程は、国土交通省により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本規程の改定によりシンボルマーク利用者に不利益が生じたとしても、国土交通省は一切の責任を負わない。

(その他)

第 14 条 本規定に定めのない事項については、国土交通省が判断するものとする。

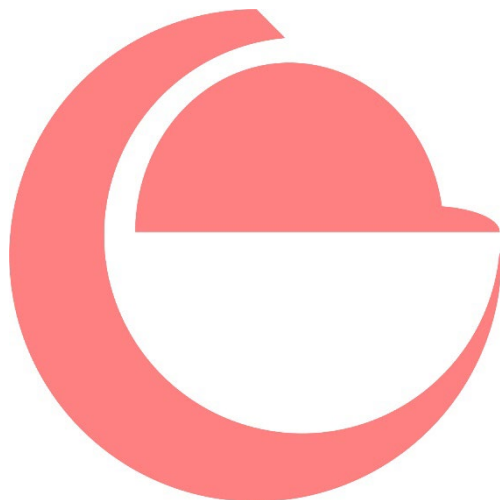
・カラー



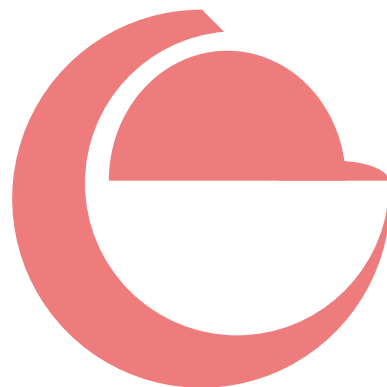
・モノクロ



・ネットワーク名付き



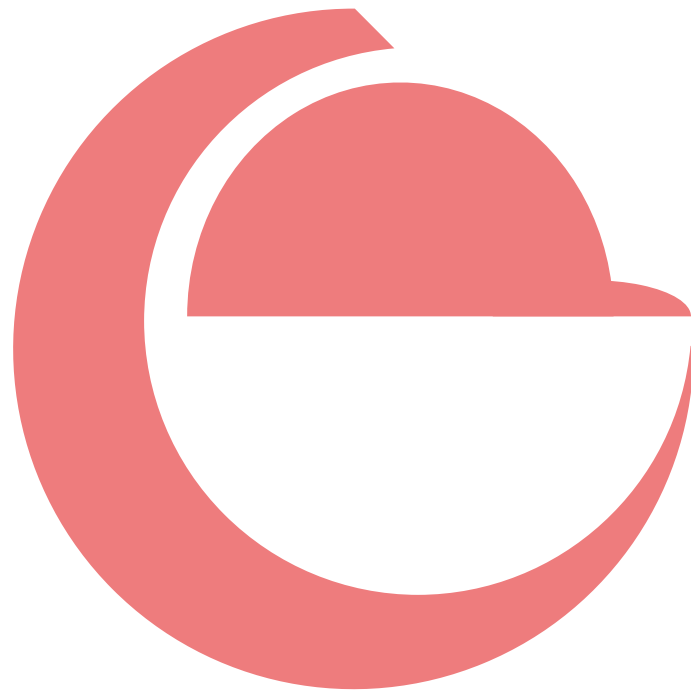
建設産業女性定着支援ネットワーク



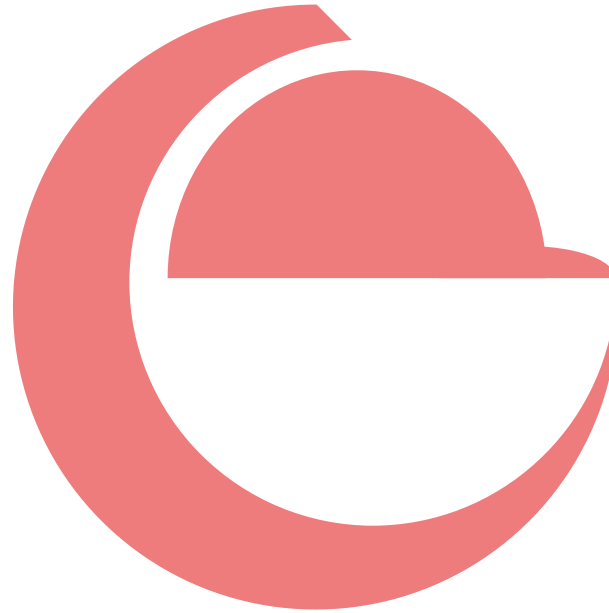
『建設産業女性定着支援ネットワーク』
シンボルマークデザイン レギュレーションシート

Symbol Mark Design Regulationsheet

基本型	1
シンボルマークデザインコンセプト	2
カラー	3
シンボルマークの推奨使用例	4
シンボルマークの禁止使用例	5

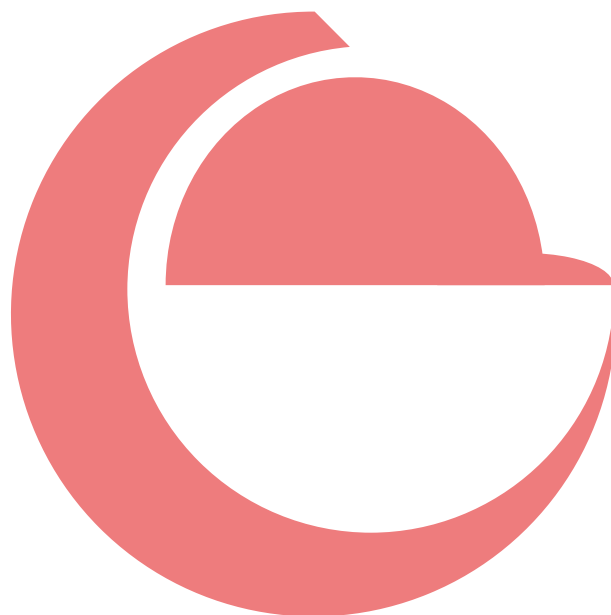


図形



コンセプト

建設 = construction を表す「C」をモチーフにするとともに、それを女性の髪に見立て、安全ヘルメットをかぶった女性の横顔を表現している。丸い形と赤系パステルカラーの色合いとし、女性から親しまれやすいシンボルマークとした。



CMYK 色

■ CMYK = 0, 63, 37, 0

※印刷物（名刺・看板・ステッカーなど）でシンボルマークを使用する際に指定する値です。

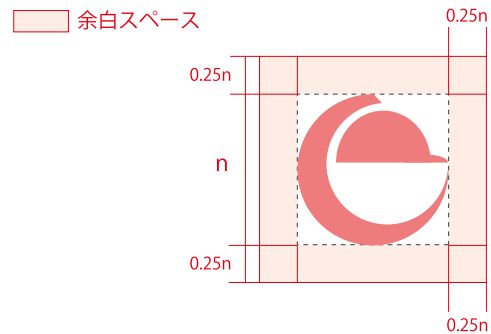
RGB 色

■ RGB = 238, 124, 125

※モニター（ホームページなど）でシンボルマークを使用する際に指定する値です。

余白スペース

シンボルマークのすぐ近くに他の要素を配置すると、デザインのバランスや境界が崩れイメージを損なう場合があります。シンボルマーク使用の際は、シンボルマークの短辺の長さを「 n 」とし、天地左右にそれぞれ「 $0.25n$ 」の余白スペースを設けます。（推奨）



例) シンボルマークの短辺が 20mm の場合は天地左右それぞれ 5mm の余白を設ける。

最小使用サイズ

シンボルマークを小サイズで使用する場合、デザインがつぶれてしまいイメージを損なう場合があります。再現上の限界から、シンボルマーク使用の際の最小サイズを下図に指定します。（推奨）

▶ 最小サイズ目安



